慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	J・ハザード著『ソ連の政治制度』
Sub Title	John N. Hazard : The Soviet system of government
Author	中澤, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.5 (1958. 5) ,p.59- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580515-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

John N. Hazard;

The Soviet System of Government

1957, xi, 256 p. (The Chicago Library of Comparative Politics)

J・ハザード著

『ソ連の政治制度』

J・ハザード教授は現在コロンビヤ大學で公法を擔當している。彼は第二次大戰前ではあつたが三年半ほどのソ連での生活を經驗しており、また著書には Law and Social Change in the U.S.S.R., 1953, xxiv, 310 p. あるいは Soviet Legal Philosophy, (V. I. Lenin and other, tr. by H. Babb; with an introd. by J. N. Hazard), 1951, xxxvii, 465 p. などがある。ところで彼の新書「ソ連の政治制度」をその構成からまず紹介してみると、本書は一三章からなり、またそれぞれの章には「民主主義の名において」・「ソヴェト制の核心」・「傳送裝置」・「統制された參政」・「暴力政治とその合理化」・「連邦制」・「行政の非專門化」・「共同體精神の育成」・「私生活への權力的介入」・「軍隊とその管理」・「司法」・「國家による雇傭」・「危弱點」といつた見出しが附されている。このような構成、すなわち前記した章題からうかがい知れるように本書は、制度乃至機構を據點としつつそこから機能的な實態的な面を可及的に視野の内に收め、しかも確信にみちたいわば齒切れのよい自說——そのすべてが必ずしも耳新しいものではないにせよ——を隨所に盛上げており、ソ連政治制度の包括的な研究書としては勿論のこと、また現代政治制度一般の研究書としても見るべきような内容すら備えている。以下本書の内容について若干ふれてみよう。

「政治制度の比較研究は政治の科學的・體系的な考察を、いいかえれば充實した諸概念の展開すなわちかかる概念の愼重な吟味と確認を可能とする主要な方法である。比較研究乃至比較分析は現實の政治問題を冷靜に檢討しようとする政治學徒のとり得る唯一の正當な手段である。事實、比較研究によつてのみ所與の政治現象を構成するさまざまの要因を認識することが可能となるのであり……しかも比較研究は他國の政治制度ならびに形態の理解を通して自國の政治制度の積極的な再認識とよりよき理解とを助ける」と。かくマクリデスは序言において著者ハザードの方法論を全面的に承認し、またその具體的な成果に對して惜しみなく讃辭を與えている。ところで比較研究にはそれを可能とする視角の設定、別言すれば比較研究展開の起點——もつともそれは歸點ともなろうが——を缺き得ないはずであるが、まずこうした問題について著者はいかに考えているのであろうか。この點についてハザードはソ連の政治制度を西歐一般の政治制度すなわち傳統的な民主主義制度に對比させ、前者のそれをひとまず民主主義的な政治形態と條件的に規定することによつ

て解決しようとしている。「ソ連の政治制度を全體主義的な支配と釣（カウンター）・合（ウエイト）のとれた包括的な民主主義形態を規定することは、第一に民主主義制度の研究者に周知の概念によるソ連の政治制度の露呈を……第二にソ連の政治制度の研究を通して一つの法則（モデル）――民主主義形態の存在自體はそれが眞に民主的な樣式において自動的に機能するであろう保證とはなり得ないという法則の歸納を……また第三にはソ連の指導者がその支配に際して使用している二つの、すなわち民主主義的方法と全體主義的方法とに等しく注目することによってソ連の今後の動向の豫知を、容易にしよう」（九―一〇頁）からであると著者はいう。すなわち本書は民主主義形態の本來的な機能を阻止する制度的障碍、別言すると民主主義を形骸化し空洞化して現實には全體主義的な政治を可能にしている制度を分銅（カウンター・ウエイト）と名付け、この分銅という概念によってソ連の政治制度と傳統的な民主主義制度とを鋭く對比させ、そこから、ソ連政治制度の特殊性を把握しようとしている。

例えば第三章あるいは第四章でソ連獨自のソヴェト制にふれ、各級ソヴェト就中連邦最高會議を政策決定のための民主的な代表機關として機能させ得ない分銅を、普通・平等・直接・秘密のいわゆる民主的な選擧制を採用しているにもかかわらず實は候補者選擇の機會を與えない代表選出方法そのものの内に見出すと共に、さらにソヴェトと黨との密接な有機的な關係に注目して、この點を著者はつぎのように理解する。「黨機關とは別個に國家機關を保持する一つの理由は、國家機關が黨の意志を全人民的なひろがりに傳送させる有力な手段を提供していることにある。黨の意志を全人民的なひろがりに傳送させ得るようなエリートを保持するためには黨内の指導者だけでは小規模すぎるが、同時にまたこれらの少數者のみが實は問題の處理に大きな影響を持ち得るのでもある」（四四頁）と。このようにソヴェトの機能乃至存在を、黨の意志を全人民的な規模に傳送あるいは輻射する媒介裝置とみるハザードの見解は、最近ソ連において強調されているソヴェト代議員の役割と考え合せてみると大變興味深い。例えば手許の小册 T. Котов, М. Постников, В. Шаповалов ; Отчеты депутатов местных советов перед избирателями, 1956 は、第二〇回黨大會の歴史的な意義を指摘した後に、ソヴェト代議員の最も本質的なまた特徴的な役割は有權者との密接な關係を維持することにあると説き、またそのためにソヴェト代議員は有權者に對して定期的に報告しなければならないと強調しおり、しかも各級ソヴェト特に諸下級ソヴェトの代議員に義務づけられた報告會が下意上達ではなくむしろ上意下達の組織であることを、また報告會において黨員が積極的であるべきことを要求しているからである。ではT・カトフの小册と同樣啓蒙を目的とした例えば「ズナーニエ文庫」の Д. Златопольский, Ленинская национальная политика и дальнейшее расширение прав союзных республик. 1957, знание, серия II, No. 17 はソ連の諸民族が民族の基本的權利として自治權を、特に連邦からの分離權を含む自治權を享有していることを強調し、そこにソ連的連邦制の誇るべき特性を求めているが、第六章で連邦制に言及しているハザードはこの點についてどのように考えているか。「分離權は共產黨指導下の恒久的な連邦國家への參加を欲してなかった少數民族の

うちの最終的な抵抗と大分和解しようとして舊連邦憲法以來保障されて來たものとも思われる。分離權は恒久的な連邦國家への參加に抵抗したドイツならびにそれ以外の非ソヴェト人民を滿足するため連邦憲法上に記載されたのかも知れない。分離權に關する憲法上の規定がどのような理由によつてであるにせよ、ソ連外の研究者にとつてこの權利は現實性を缺いたものと見える」(八五頁)、これがハザードの見解である。しかし彼はこの分離權の問題よりもむしろ連邦制の分銅として機能している黨の役割に注目し、そこからソ連的な連邦制の特殊性を理解しようとしていることを指摘しておきたい。

すなわち本書は民主主義的形態の本來的な機能を相殺するその分銅の發見、いいかえれば背反的な二側面の同時的な把握を通してソ連の政治制度そのものの全貌を理解しようとしているのである。そしてこのような思考の歸結の一つとして「危險はマルキシズムよりもつと根源的なものの内にある。それはマルキシズムを信奉する高僧達の哲學の内に、すなわちある一個の人間乃至はある一團の小數者グループのみが政策の決定について不謬であるという哲學の内に存在している」(一八七頁)ともいう。なお本書には appendix として連邦憲法と連邦共産黨黨規の全文が記載されている。

(中澤精次郎)

H. B. Mayo: Democracy and Marxism

1955, xi, 364 pp. Oxford University Press

H・B・メイヨ著

『デモクラシーとマルクス主義』

「今日、人類は新しいミノスを必要としている。人類は新しいミノタウロスに犧牲に供されている。そして未だテセウスは到着していない。現代の怪獸への貢物は相次ぐ戰爭において拂われてきたし、今やわれわれすべてが否應なく遭遇していることは、世界秩序内の共存か、それとも全面的共滅かの二者撰一である。……テセウスが同胞の絶望感に騙りたてられて怪獸を殺したと同じように、脅威の恐ろしさがそれを治癒することになろうかも知れぬ。問題の核心は戰爭を止めることなのだ。戰爭は、もはや今日では、合理的人間にとつての政策ではない。ヒットラーの戰爭がもし不必要であつたとしたら、冷い戰爭というものが正當化されないのはなお更のことである。それは非人間的な必然性、つまり地理的・經濟的あるいは歴史的な强制力に基因しているのではない。われわれはそうした言い分を要求することはできぬ。主として戰爭は、觀念の葛藤に基因している。現代のテセウスはイデオロギーの迷宮の中で行動しなければならないであろう」(John Bowle, Minos or Minotaur?: